

## 職業訓練指導員講習(48時間講習)受講資格一覧表

	資 格 要 件	経験年数	根 拠 法 令	受講に必要な書類				備 考
				申込書	経歴証明	資格証明	履歴証明	
	1級又は単一等級の技能検定合格者	—	規則第39条第1号	○		○		規則:職業能力開発促進法施行規則
学 校 卒	大学卒業(免許職種に関する学科を修了した者)	2年以上	規則附則第9条第1号	○	○	○	○	
	外国の大学卒業(免許職種に関する学科を修了した者)	2年以上	告示第38号4	○	○	○	○	
	短期大学・高等専門学校卒業(免許職種に関する学科を修了した者)	4年以上	規則附則第9条第2号	○	○	○	○	
	高等学校卒業(免許職種に関する学科を修了した者)	7年以上	告示第38号6	○	○	○	○	
訓 練 施 設 了 者 等	免許職種に相当する応用課程の高度職業訓練で技能照査合格者	1年以上	規則附則第9条第2号の2	○	○	○		平成10年改正
	免許職種に相当する専門課程の高度職業訓練で技能照査合格者	3年以上	規則附則第9条第2号の3	○	○	○		
	免許職種に相当する専門課程の高度職業訓練修了者(別表第六に基づく修了者)	4年以上	告示第38号1	○	○	○		訓練法規則:60年改正前職訓法施行規則
	免許職種に相当する普通課程の普通職業訓練で技能照査合格者	6年以上	告示第38号1の2	○	○	○		訓練法規則による普通職業訓練を含む
	免許職種に関し普通課程の普通職業訓練修了者(別表第二に基づく修了者)	7年以上	告示第38号1の3	○	○	○		
	免許職種に関し短期課程の普通職業訓練修了者(別表第四に基づく修了者)	10年以上	告示第38号2	○	○	○		700時間以上
	専修訓練課程の普通職業訓練修了者	10年以上	告示第38号3	○	○	○		昭和53年改正後の職業訓練法施行規則
	旧法の認定職業訓練修了者(訓練機関3年以上)	7年以上	告示第38号5	○	○	○		旧法:昭和33年職業訓練法
	旧法の改正前の労働基準法による技能者養成修了者	7年以上	告示第38号5	○	○	○		
	旧法の専門的な技能に関する職業訓練又は旧法の認定職業訓練修了者	8年以上	告示第38号7	○	○	○		訓練期間2年以上及び3600時間以上
	旧法の基礎的な技能に関する職業訓練修了者	10年以上	告示第38号8	○	○	○		訓練期間1年以上及び1800時間以上
	旧法の改正前の職業安定法による公共職業補導所の職業補導修了者	10年以上	告示第38号8	○	○	○		訓練期間1年以上及び1824時間以上
	旧法の施工前に失業保健法の施設において行われた職業訓練修了者	10年以上	告示第38号9	○	○	○		訓練期間1年以上及び1824時間以上
	県が家事サービス職業訓練を行う為に設置する施設で現に担当している者	—	告示第38号10	○		○		昭和48年以前からの担当者
	免許職種に相当する特別高等訓練課程の養成訓練で技能照査合格者	3年以上	告示第38号11	○	○	○		昭和53年改正前の職業訓練法施行規則
免許職種に関し特別高等訓練課程の養成訓練修了者(前号に定める者を除く)	4年以上	告示第38号11の2	○	○	○			
免許職種に相当する高等訓練課程の養成訓練で技能照査合格者	6年以上	告示第38号11の3	○	○	○			
免許職種に関し高等訓練課程の養成訓練修了者(前号に定める者を除く)	7年以上	告示第38号12	○	○	○			
専修訓練課程の養成訓練修了者	10年以上	告示第38号13	○	○	○			
※厚生労働省職業能力開発局長が全各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認めた者		15年以上	告示第38号14	○	○			

※の資格については、指導員に就任する誓約書と確約書の提出が必要です。